



メールやウェブ会議を使って 公正証書遺言を作成できますか?



事前準備は可能ですが、作成当日は対面が必要です。

近年、デジタル化が進み、役所の手続きや契約などもオンラインで行えるものが増えてきました。では、公正証書遺言はどうでしょうか?

結論から申し上げますと、遺言の内容を決めたり、公証人との事前打ち合わせをしたりする「準備段階」では、メールやウェブ会議（Zoom など）をフル活用することができます。

しかし、いざ遺言を完成させる「作成当日」については、原則として公証役場へ出向くか、公証人に自宅や病院へ出張してもらい、「対面」で行う必要があります。

これは、民法という法律で、公正証書遺言の作成手順が厳格に定められているからです。作成当日は、遺言者ご

本人と証人2名の立ち会いのもと、公証人が遺言内容を読み聞かせ、ご本人の意思確認と署名・押印を行う必要があります。この「本人の真意の確認」は非常に重要であるため、現時点では画面越しではなく、直接会って行うことが求められています。

つまり、すべてが対面である必要はありません。行政書士や司法書士等の士業の先生との相談や、文案の修正やり取りには、メールやウェブ会議が大変便利です。

その理由の一つ目としては、移動の負担減り、足腰に不安がある方も、自宅にしながら相談できるからです。二つ目の理由としては、遠方の家族も参加できるからです。ウェブ会議なら離

れて暮らすお子様も同席しやすく想いを共有しやすくなります。

面倒な準備はスマートにオンラインで済ませ、最後の大事な署名だけは対面でしっかりと、という進め方が、これからの新しい遺言作成のスタイルと言えるのかもしれませんが。

オンライン対応可能な行政書士の紹介やサポートも致しますので、まずは電話やメールで私達行政書士にお気軽にお問合せください。また、オンラインが苦手な高齢者の方々には、従来通りの訪問や事務所での面談にて作成をお手伝いすることも可能ですので安心してお問合せ下さい。

(行政書士兼 FP 飯田 利治)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。
希望者の方には無料相続相談会も開催しています。
日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい!



野田市山崎

行政書士 飯田法務経営事務所
行政書士 **飯田 利治**

〒278-0022
野田市山崎 2635-7
H・MレジデンスA棟 315
電話：050-3748-0168
FAX：050-3588-8093
<https://tiidal68.jimdofree.com>



松戸市大谷口

行政書士 半田事務所
行政書士 **半田 直子**

〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409
電話：047-705-9088
FAX：047-705-9088
<https://handa-office.jimdofree.com>



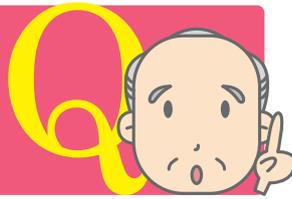
松戸市馬橋

たかた行政書士事務所
行政書士 **高田 哲朗**

〒271-0045
松戸市西馬橋相川町
117-408
電話：050-3743-5844
FAX：050-3457-7090
<https://office-takata.jp>



自社株の均等相続は なぜよくないのですか？



会社の意思決定に深刻な影響を及ぼす 可能性があり、注意が必要です。

親の立場からだて財産は均等に渡したくなるのは当然の心理です。そういう理由から相続人間の公平を重視して所有株式を分散相続させるケースがあるようです。しかし、この判断が会社の意思決定に深刻な影響を及ぼす可能性があり、注意が必要です。もちろん、相続するのがお一人であれば問題はありません。

会社法では、株主総会の決議には内容に応じた議決要件が定められています。たとえば、定款変更、合併・会社分割、事業譲渡、解散などの重要事項は「特別決議」が必要とされ、出席株主の議決権の3分の2以上の

賛成が求められます（会社法 309 条 2 項）。株式が相続人間で分散し、いずれの相続人も3分の2以上の議決権を確保できない場合、たとえ全員が親族であっても、意見の対立が生じれば重要な経営判断ができなくなります。当然、一人の反対で特別決議が否決される事態も出てきます。逆に単独で行使できる相続人がいれば問題が起きません。

また、取締役の選任・解任は、原則として株主総会の普通決議、つまり議決権の過半数で行われます（会社法 329 条 1 項、341 条）。過半数を単独で持つ株主がない場合は、経

営陣の刷新や後継者への経営権移行がスムーズに行えず、会社運営が停滞するリスクが出てきます。

他にも、株主が行使できる主な権利として、一定割合以上の議決権を前提とするものがあります。株主総会の招集請求権、議案の提案権、取締役の責任追及のための代表訴訟提起などですが、これらの権利を単独で行使できる相続人がいないと大変だと思います。

つい「誰がどれだけ相続するか」を考えてしまいがちですが、事業承継において重要なのは「その結果、誰がどの経営判断をできるのか」という視点だと思います。もちろん遺言や生前贈与、種類株式の活用など、他にも事業承継の方法があります

事業承継をお考えであれば、事業承継を専門に扱っている士業にご相談されることをおすすめします。

（行政書士兼 FP 高田 哲朗）

海外の遺族年金には なぜ相続税がかかるの？



日本の相続税法には、外国の遺族年金を 非課税にする特別規定が存在しないからです。

日本と海外とで遺族年金に対する課税関係が異なる背景には、制度の歴史と税法の構造という二つの要因があります。

まず、日本では戦後の社会保障制度を整備していく中で遺族年金は「遺族の生活保障」として最優先に位置づけられ、相続税法上も特別に「相続財産とみなさない」と規定されました。これは、遺族年金が被相続人の財産ではなく、遺族自身の生活を支えるために国家が給付する公的扶助の性格を持つと理解されたためです。この歴史的経緯が、現在も非課税扱いを支えています。

一方、海外の遺族年金には日本の特別規定が及びません。これには所得税と相続税の課税対象の考え方の違いが大きく影響しています。所得税は「個人が労働や資産運用によって得た収入」に課税されますが、相続税は「死亡により取得した財産や権利」に課税します。海外の遺族年金は、受給権が被相続人の死亡によって発生するため、税務上は「死亡により取得した権利」と整理されやすく、結果として相続税の対象となってしまうのです。日本の遺族年金だけが特別扱いされているのは、あくまで国内制度に限った歴史的・政策

的配慮による例外規定があるからで、海外制度にはそれが適用されないという構造的問題があるのです。

しかし、近年は海外勤務者や海外移住者が増え、外国の年金制度に加入する日本人も珍しくありません。にもかかわらず、日本の遺族年金は非課税で、海外の遺族年金は相続税の対象となるという扱いの差は、制度の成り立ちを超えて実質的な不公平を生んでいます。この問題はすでに裁判でも争われており、制度の歴史的背景と税法の技術的整理が現代の働き方に追いついていないことが浮き彫りになっています。

今後は、国際的な移動が当たり前になった社会に合わせ、国内外の遺族年金を公平に扱うための法改正や特別規定の見直しが求められていくことと考えられます。

（行政書士 半田 直子）